

政令番号68 1,2-エポキシプロパン (酸化プロピレン)

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量 (kg/年)							
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	合計
1	北海道	1.2E-1							0.1
2	青森県	2.9E-2							0.0
3	岩手県	2.8E-2							0.0
4	宮城県	5.2E-2							0.1
5	秋田県	2.2E-2							0.0
6	山形県	2.1E-2							0.0
7	福島県	4.2E-2							0.0
8	茨城県	6.1E-2							0.1
9	栃木県	3.8E-2							0.0
10	群馬県	5.1E-2							0.1
11	埼玉県	9.4E-2							0.1
12	千葉県	8.5E-2							0.1
13	東京都	2.1E-1							0.2
14	神奈川県	1.4E-1							0.1
15	新潟県	4.8E-2							0.0
16	富山県	2.2E-2							0.0
17	石川県	2.4E-2							0.0
18	福井県	1.7E-2							0.0
19	山梨県	2.2E-2							0.0
20	長野県	4.5E-2							0.0
21	岐阜県	3.9E-2							0.0
22	静岡県	1.1E-1							0.1
23	愛知県	1.4E-1							0.1
24	三重県	4.1E-2							0.0
25	滋賀県	2.6E-2							0.0
26	京都府	4.7E-2							0.0
27	大阪府	2.1E-1							0.2
28	兵庫県	1.0E-1							0.1
29	奈良県	2.2E-2							0.0
30	和歌山県	2.4E-2							0.0
31	鳥取県	1.2E-2							0.0
32	島根県	1.7E-2							0.0
33	岡山県	4.6E-2							0.0
34	広島県	6.9E-2							0.1
35	山口県	3.7E-2							0.0
36	徳島県	1.9E-2							0.0
37	香川県	2.6E-2							0.0
38	愛媛県	3.4E-2							0.0
39	高知県	2.1E-2							0.0
40	福岡県	1.0E-1							0.1
41	佐賀県	1.9E-2							0.0
42	長崎県	3.6E-2							0.0
43	熊本県	3.9E-2							0.0
44	大分県	3.2E-2							0.0
45	宮崎県	2.0E-2							0.0
46	鹿児島県	4.0E-2							0.0
47	沖縄県	3.3E-2							0.0
	全国	2.5E+0							2.5